

『酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育』開催のご案内

建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 TEL(096)371-3700
ホームページ：<https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

酸素欠乏症とは、酸素濃度 18%未満の空気を吸入すると発生する症状です。また、硫化水素中毒とは硫化水素濃度10ppm を超える空気を吸入すると発生する症状をいいます。

これらの疾病は致死率が非常に高く、1回の酸素欠乏空気の吸入で死亡する危険があります。また、被災者を救出しようとした者が被災する2次災害の危険もあります。

酸素欠乏危険場所での作業は、特別教育を修了した者でなければなりません。

当支部では、下記のとおり本特別教育を実施致しますので、多数受講されるようご案内申し上げます。

1. 受講対象者

酸素欠乏危険場所での作業に従事する者及び安全衛生担当者等

2. 開催日時・場所

令和 4年 9月 6日(火) 8:30 ~ 15:30
熊本県教育会館(熊本市中央区九品寺1-11-4)

3. 教育内容

- ① 酸素欠乏等の発生の原因
- ② 酸素欠乏症等の症状
- ③ 空気呼吸器等の使用の方法
- ④ 事故の場合の退避及び救急処生の方法
- ⑤ その他酸素欠乏症と右脳防止に関し必要な事項

4. 受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)

受講料：7,700円 テキスト代：1,050円

【会 員】受講料：7,700円(会員のテキスト代は無料です)

【非会員】受講料：7,700円 テキスト代：1,050円 合計：8,750円

5. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場については、経費と賃金の一部が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先：管轄労働局)。

(裏面へ続く)

6. 受講申し込み

受付期間初日(7月15日)に届く申込書から受け付けます。それ以前に届いた場合や、受付期間初日(7月15日)に届いた場合で定員を上回る場合は、申込をお断りする場合があります。なお、受付にあたっては県内在住者を優先します。

● 受付期間

令和 4年 7月15日(金) ~ 令和 4年 8月23日(火)

受付期間内であっても定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込み下さい。

● 申込み手順

1. お申込み前に、申込が締め切られていないか確認してください。
(申し込み状況は、HPの『詳細スケジュール』にてご覧いただけます。)
2. 受講料およびテキスト代を指定口座にお振り込み後、速やかに下記①～④をご郵送下さい。
 - ① 申込書 (HPからダウンロードするか、お電話にてお取り寄せください)
 - ② 写真1枚 (3.0×2.4 cm、申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身、正面向、脱帽のもの。)
※申請書の所定の位置にのりづけすること。 **※修了証用の写真として使用します。**
 - ③ 本人確認書類(自動車運転免許証等のコピー)
 - ④ 受講料及びテキスト代振込の領収書コピー(ネットバンキングご利用の場合は確認画面のコピー)
※複数名または複数の講習を同時にお申込みされる場合は、総額を振込み、まとめて申請書をご郵送下さい。

● キャンセル・欠席について

- ・原則として受講料は払い戻しいたしませんのでご了承下さい。
- ・講習日の前日までにお申し出があった場合、1回に限り講習日の変更が可能です。2回目以降の変更は不可となり、受講料の払い戻しもいたしませんのでご了承下さい。
- ・同じ会社の別の方への変更は可能です。ただし、講習日の前日までのお申し出があった場合に限りです。

《申込み先》	建設業労働災害防止協会 熊本県支部 〒862-0976 熊本市中央区九品寺4-6-4 (建設会館4F) TEL: 096-371-3700 FAX: 096-364-2020
《振込先》	口座: 肥後銀行県庁支店 (普通) 129604 名義: 建設業労働災害防止協会熊本県支部